

平成27年9月定例会 総務委員会（事前）

平成27年9月14日（月）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時05分）

これより、政策創造部関係の調査を行います。

この際、政策創造部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について
- 議案第22号 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

【報告事項】

- 政府関係機関の誘致提案について（資料②）
- vs東京「とくしま回帰」総合戦略【アクションプラン編】（案）について（資料③）
- 徳島県過疎地域自立促進計画（案）について（資料④⑤）
- 徳島県過疎地域自立促進方針（案）について（資料⑥⑦）
- 「四国遍路」に係る四国四県とスペイン・ガリシア州との協力協定の締結について

七條政策創造部長

9月定例会に提出を予定いたしております、政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会説明資料の1ページをお開きください。平成27年度一般会計補正予算案でございます。

補正総額は総括表一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり4,300万円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、58億5,823万1,000円となっております。補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

地方創生局でございます。上から4段目の（目）計画調査費の摘要欄①、地域振興推進費のア、とくしま無料Wi-Fi推進事業でございますが、災害時における通信手段の確保及び本県を訪れる観光客の利便性の向上を図るため、指定避難所等へ公衆無線LAN・

アクセスポイントの整備を行う経費として、2,000万円を計上いたしております。

続きまして、②地域活性化・地域住民生活等緊急支援費のア、新規事業、「住んでみんで徳島で！移住相談センター」設置事業では、移住・交流を推進するため、東京及び大阪に移住相談センターを設置する経費として、400万円をお願いしております。その下のイの新規事業、日本創生のための将来世代応援知事同盟共同事業では、若い世代に地方暮らしの魅力を伝えるため、日本創生のための将来世代応援知事同盟12県が合同で地方の暮らしフェアを開催する経費として、650万円をお願いしております。

また、ウの新規事業、徳島が変わる！「vs東京」発信戦略事業では、地方創生の実現に向けて、徳島県の認知度の向上やブランドイメージの確立を図るため、共通コンセプト「vs東京」に基づく戦略的かつ継続的な情報発信を図る経費として、1,000万円をお願いしております。

次に5段下の選挙啓発費の摘要欄①、明るい選挙推進費のア、新規事業、県民参加型主権者意識醸成事業でございますが、新たに有権者となる生徒・学生等や一般県民に対して主権者意識の醸成を図るため、選挙啓発動画の制作を通じた選挙に対する理解促進及び市町村選挙管理委員会等と連携した模擬投票実施体制の拡充を行う経費として、250万円をお願いしております。以上、補正後の地方創生局の予算総額といたしましては37億6,225万1,000円となっております。

続きまして、その他の議案等につきまして2点御説明申し上げます。3ページをお開きください。

まず、（1）の条例案、①電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例でございますが、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、これまで都道府県の業務であった公的個人認証サービスに係る業務が地方公共団体情報システム機構の業務となったことから、当該条例を廃止するものです。

次に、（2）関西広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございますが、現在、関西広域連合には7府県4政令市が加入しておりますが、奈良県が新たに関西広域連合に参画することに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく連合規約の一部変更が必要となり、所要の改正を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議決をお願いするものであります。提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際5点、御報告申し上げます。

1点目は、政府関係機関の誘致提案についてでございます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。

政府関係機関の地方移転については、先月策定しましたvs東京「とくしま回帰」総合戦略におきまして、東京一極集中を是正し、新しい人の流れづくりを加速させるための重要施策として位置付けております。

この度、国からの提案募集に対し本県の強みを最大限に活用できる分野から、1の誘致提案機関についてにありますとおり、消費者庁をはじめ六つの政府関係機関を選定し、去る8月31日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局へ誘致提案書を提出したところ

であります。

2の今後のスケジュールについてに記載のとおり、今月以降、まち・ひと・しごと創生本部事務局によるヒアリングや誘致対象機関や所管省庁との意見交換が予定されており、来年3月末に安倍総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部において、移転機関が決定されることとなっております。政府関係機関の誘致実現に向け、引き続き全庁を挙げて取り組んでまいります。

2点目は、vs東京「とくしま回帰」総合戦略【アクションプラン編】（案）についてであります。お手元に御配付の資料2により、御説明申し上げます。

資料の2段落目でございますが、vs東京「とくしま回帰」総合戦略の推進に当たり、四つの基本目標のもと、具体的な施策ごとに設定しました128の重要業績評価指標KPIの着実な達成に向け、この度、徳島ならではの取組として、KPIの年度毎の数値目標を整理した【アクションプラン編】（案）を取りまとめたところであり、PDCAサイクルを着実に実施し、各施策の効果の検証と改善を図り、進化する総合戦略として新未来とくしまの創造に向け、各種施策を積極的に展開してまいります。

3点目は、徳島県過疎地域自立促進計画（案）についてでございます。お手元に資料3の徳島県過疎地域自立促進計画（案）の概要について及び資料4の徳島県過疎地域自立促進計画（案）を御配布させていただいておりますが、資料3の概要でポイントを中心に御説明させていただきます。

まず、1の目的でございますが、この計画は過疎地域自立促進特別措置法に基づき、県が過疎地域の市町村に協力して実施する事業や措置の内容を定めるものでございます。

2の（1）、期間でございますが、この計画は平成22年度から平成27年度までの6か年間としており、着実な計画推進を図っているところでございますが、2の（2）、方針のウに記載のとおり、計画の推進に当たっては毎年度、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、平成27年度は骨格予算であったため、この度、6月補正予算の事業等を追加し、内容の充実を図るものであります。

3の概要でございますが、今回追加した主な事業は、記載のとおりでございます。

今後とも、市町村と一体となり過疎地域の生活基盤はもとより、地域資源を活用した産業振興、保健・福祉の向上・増進、教育・文化の振興など、生活により密着したソフト対策を重点的に推進し、過疎対策に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目は、徳島県過疎地域自立促進方針（案）についてでございます。お手元に資料5、徳島県過疎地域自立促進方針（案）の概要について及び資料6、徳島県過疎地域自立促進方針（案）を御配付させていただいておりますが、資料5の概要でポイントを中心に御説明させていただきます。

現行の徳島県過疎地域自立促進方針が平成27年度末で方針期間の終期を迎えることから、引き続き、地域における総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するため、平成28年度から平成32年度までの5か年間の徳島県過疎地域自立促進方針（案）を取りまとめたところであり、

まず、1の目的でございますが、この方針は、本県における今後の過疎対策の方向性を示すものであります。次に、4の方針の基本的な方向でございますが、今後の過疎対策に当たっては、5の重点項目に記載しております四つの項目に基づき、九つの施策体系を柱とし、県、市町村が一体となって、必要な基盤整備はもとより、地域の実情に応じたソフト対策を重点的に推進することとしております。6の施策の方針につきましては、（1）産業の振興から2ページに記載しております（9）集落の整備までの九つの施策体系ごとに、過疎地域の自立促進を図るための方針を定め、過疎対策に取り組むこととしております。7の今後の予定でございますが、9月中旬にパブリックコメントを実施し、県民の皆様から広く御意見を伺うとともに、県議会において御論議をいただきながら、11月下旬に徳島県過疎地域自立促進方針を策定したいと考えております。

5点目は、お配りしている資料はございませんが、「四国遍路」に係る四国4県とスペイン・ガリシア州との協力協定の締結についてでございます。

去る9月1日、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向け、国内外への情報発信を図り国際的評価を高めるため、四国3県とともに訪問団を派遣し、本県からは熊谷副知事参加のもと、世界遺産「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」があるスペイン・ガリシア州と協力協定を締結いたしました。

この度の協定は、四国4県とガリシア州との間で行う協力の枠組みを定めたものであり、既に世界遺産を有するガリシア州からは、「四国遍路」の世界遺産登録の取組に関して協力をいただくこととしており、引き続き、世界遺産登録に向けた取組を着実に行ってまいりたいと考えております。

提出予定案件の説明及び報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岸本委員長

次に、関西広域連合議会議員の西沢委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 「関西広域連合議会」について

西沢委員

それでは、前回の報告以降に行われた関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

まず、一つ目は7月4日に大阪市で開催されました7月臨時会についてであります。

当日、議長及び副議長の選挙が行われ、議長には和歌山県の山下議員が、副議長には私が選出されました。

また、総務常任委員会委員に私と岡田議員、元木議員の3名が、防災医療常任委員会委

員に私と岡田議員の2名が、産業環境常任委員会委員に元木議員が選任されておりますので、御報告いたします。

広域連合長から関西広域連合広域計画の一部を変更する件など、計3件の議案が提出されました。その後、一般質問が行われ、本県からは私が質問を行い、大災害時におけるフェリー等の拠点としての利活用について、南海トラフ巨大地震への政府備蓄米の活用を含めた広域対応について、大規模災害時における救急医療体制の確保についての3点に関して、理事者の見解をただしたところであります。

これに対し理事者側からは、大規模災害時に外国人医師による医療支援を確保するため、日本の医療免許を有しない外国人医師が被災地で速やかに医療行為ができる特例の制度化を、今後とも繰り返し国へ提案していくなどの前向きな発言を頂いたところであります。

そのほかの議員からは、地方分権改革の提案募集への対応について、首都機能バックアップ構造の構築について、外国人観光客の受入れ環境整備についてなどの質問がなされました。

二つ目は、7月18日に和歌山県議会において開催された会議についてであります。

第10回産業環境常任委員会が開催され、まず、広域産業振興局から広域産業振興の推進、広域農林水産業振興の推進について説明が行われました。

これに対し委員からは、関西広域ビジョンの目標について、30年後の関西の実質域内総生産、G R Pを約1.8倍の約180兆円というのはたやすいことではない、また、関税の見直しに対応し関西圏の畜産農家を守るため、関西広域連合として、より積極的に取り組んでいくべきではないかななどの意見が出されました。

三つ目は、9月5日に大阪市で開催されました9月定例会についてであります。

広域連合長から、7月に開催した広域連合委員会の場において、奈良県から正式に加入の意思表示があったことの報告が行われました。今後、構成府県市の議会における規約改正の議決、総務大臣への許可申請を経て、年内にも正式加入の運びとなるものと考えられます。これにより、関西の全府県が構成団体となることから、これまで以上に関西が一体となった広域課題への対応が進展するものと期待されます。

そのほか、平成26年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件など、計4件の議案が提出されました。

その後、一般質問が行われ、本県からは岡田議員が質問を行い、「鳴門の渦潮」の世界遺産への登録への関西全体での支援について、「第九」を使ったカルチュラル・オリンピックに向けての連合の取組について、大規模災害に備えた災害医療の取組についての3点に関して、理事者の見解をただしたところであります。

これに対し理事者側からは、被災地の医療を統括・調整する災害医療コーディネーターを8月末時点で連合管内に285名整備しており、9月5日、6日の2日間で、徳島県において訓練等を行っているところであるなどの発言をいただきました。

そのほかの議員からは、奈良県加入後の広域連合の展開について、関西圏域の展望研究会最終報告書について、関西健康・医療創生会議についてなどの質問がなされました。

なお、最後に、徳島県内で11月6日、7日の2日間、関西広域連合管内のシルバー大学
校生等が一堂に会する、関西広域連合管内シルバー大学校共同講義が開催される予定と
なっていることを御報告として申し添えさせていただきます。

報告は、以上であります。

岸本委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いま
す。

【報告事項】

- 「関西広域連合委員会」について（資料⑧）

七條政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。お手元に御配付の資
料7を御覧ください。

6月議会における御報告後、7月4日、7月23日及び9月5日の計3回、関西広域連合
委員会が開催されましたので、その概要につきまして、主なものを御説明させていた
きます。

1ページをお開きください。7月4日の第58回関西広域連合委員会での議事概要であり
ます。中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応についてでございます。中東呼吸器
症候群（MERS）の対応について連携体制を構築し、情報共有を行うことを確認したも
のであります。

次に、2ページをお開きください。世界に広がれ！「とくしま“歓喜の歌”プロジェク
ト」についてでございます。東京オリンピック・パラリンピックを見据え、アジア初演
100周年、更にベートーヴェン生誕250年に向け、徳島県で開催する「第九」演奏会にお
ける合唱参加者の募集とPRを行うことを確認したものであります。

次に、4ページをお開きください。7月23日、第59回関西広域連合委員会での協議事項
であります。奈良県の加入についてでございます。奈良県の奥田副知事から、連合委員会
において、関西広域連合への加入について正式表明がなされ、広域防災及び広域観光・文
化・スポーツ振興の2分野に参加することが確認されました。これを受けまして、各府県、
市議会で規約改正の進め、11月以降に総務大臣の許可を得るスケジュールを確認し
ました。

なお、広域連合規約の改正につきましては、広域連合構成団体の議会の議決を経る必要
があることから、先ほど御説明させていただきましたとおり、規約改正に係る議案を提案
させていただくこととしております。

次に、6ページをお開きください。9月5日、第60回関西広域連合委員会での協議事項
であります。広域スポーツの振興についてでございます。広域スポーツの振興を広域連合

が処理する事務に追加するための規約の改正について、平成27年6月議会において議決をいただきましたが、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ規約改正の許可申請を行っていたところ、8月31日付けで許可をいただきました。それに伴いまして、広域観光・文化・スポーツ振興局にスポーツ部の設置など、関西広域連合における所要の条例改正を行うものです。

関西広域連合委員会に関する報告は、以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

先ほど御説明をいただきました、政府関係機関の誘致提案についてということでお尋ねをしたんですけども、徳島県は消費者庁をはじめ六つの機関名を挙げて提案をされたということなんですけども、9月2日の報道によりますと、首都圏にある69の政府関係機関について、42の道府県から誘致したいと要望があったと報道されております。それで、京都が文化庁ですとか、三重が気象庁とか、大阪は中小企業庁とか、徳島は消費者庁とかされているんですけども、非常にハードルが高いというふうに言われているんですけども、この徳島県からの取組について、感触をまずお聞きしたいと思えます。

平井地方創生推進課長

政府関係機関の地方移転につきまして、徳島県から六つの機関を提案しているところでございます。それについての国の感触という点での質問でございます。この政府関係機関の地方移転でございますけれども、言うまでもなく、東京一極集中を是正して、地方への新しい人の流れをつくるという意味で、その起爆剤になるものと考えているところでございます。そういう中で、全国で、委員からもお話がありましたように、42道府県、69機関の提案が上がっているところでございます。この誘致提案の実現につきましては、決して簡単なことではなくて、越えていかなければならない高いハードルがあるとは認識いたしているところでございますけれども、今申し上げましたように、この地方移転でございますけれども、新しい人の流れをつくると、それから、企業の本社機能の移転、これも加速させていくんだということで、その起爆剤となるものと認識いたしております。高いハードルではございますけれども、関係部局ともしっかりと連携いたしまして、県を挙げて誘致実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

当初、政府関係機関といいますと、私も勉強不足でありましたので、霞が関周辺のことかなと思ったんですけれども、リストを見ますと、つくば市であるとか八王子市というのも入ってますよね。ですから、特に森林技術総合研修所は徳島県が非常に得意とするところなので、それは来てくれたらいいですけれども、これは高尾山の近くで広い広い立派な公園もあるとお聞きしておりますけれども、多摩の非常に自然の豊かなところであって、こういうところが本当によそへ行けるんだらうかという思いがあるわけなんですけれども、このリストに挙げている中、こういう農業とか森林とか、徳島県が得意としている分野であってなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

平井地方創生推進課長

この6機関のうち、委員お話のございましたように、いわゆる東京都、霞が関といったところ以外のところも確かに出ていますところがございます。これにつきましては、この3月に国の方から提示がございました道府県からの誘致の対象となる機関ということで、中央省庁はもとより、広義の東京圏という意味の中に含まれます研究機関などのリストが示されているところがございます。私どもとしましては、そのリストに基づいて選択をしてきたところがございます。お話のございました多摩、八王子市、つくば市といったところもございますけれども、広義の東京圏ということにも言えなくはないのかなと、通勤をしようと思えばできる距離というところもあると思いますので、広い意味での東京一極集中の是正につながるという意味で、徳島県として徳島県の強みを生かすということを大前提にして、この誘致機関の選定を行ったところがございます。

達田委員

あと一つ、平成27年9月以降、平成28年3月末までの取組、いろいろヒアリング等あると思うんですけど、徳島県としてどういう思いで働きかけていくかということをお聞きしておきたいと思います。

平井地方創生推進課長

今後のスケジュール、意気込みの御質問でございます。資料にも書かせていただいておりますけれども、この9月から10月にかけて、まち・ひと・しごと創生本部の方から提案道府県に対するヒアリングが行われまして、その後、直接提案対象の行政機関、省庁との意見交換もあったところがございます。徳島県といたしまして、最先端の実証フィールドが徳島にあるんだと、その実証フィールドを活用して国民目線の政策企画を是非していただきたいと、そういう強い意気込みを示して誘致実現につなげてまいりたいと思っております。

達田委員

あと1点、明るい選挙推進費ということで県民参加型主権者意識の醸成事業で250万円

という予算が付けられておりますけれども、どのように使われて、どういうふうに意識醸成ということをしていくのか、この点をお伺いいたします。

山口市町村課長

県民参加型主権者意識醸成事業でございますが、こちらにつきましては、これまでのように単に投票を呼びかけるだけではなくて、県民の皆様が参加や体験を通じまして、票を投じることの大切さはもとより、三ない運動を含め、選挙への理解を深めていただくというものでございます。新たに有権者となります生徒や学生のほか、市町村の選挙管理委員会などに対しまして、選挙啓発を主な目的といたしまして、大きく分けて二つの事業を実施するものでございます。

一つ目は、新たに有権者となります生徒や学生などを主な対象といたしました選挙啓発動画の公募でございます。動画の制作を通じまして、選挙への理解を深めていただくとともに、優秀作品を表彰いたしまして、これらをまとめたDVDを作成し、学校などへ提供し、授業などで活用していただくほか、県のホームページを通じて配信していくなど、選挙啓発の素材として活用していくことで、若者はもとより、広く県民の皆様に対して選挙啓発を行おうというものでございます。

二つ目は、模擬投票実施体制の拡充でございます。こちらは、出前講義や模擬投票などを内容といたします選挙カレッジや選挙スクール、こちらの開催の充実強化や、啓発パネルなどの模擬投票用の資材の作成でございます。さらに、市町村選挙管理委員会や市町村の明るい選挙推進協議会の皆様に対して、出前講義や模擬投票実施のための研修会の開催や、模擬投票実施のノウハウを収録いたしましたDVDの作成、提供などを行おうというものでございます。

県選挙管理委員会、県の明るい選挙推進協議会連合会によります高校生や大学生を中心とした啓発の充実強化とともに、市町村選挙管理委員会や市町村の明るい選挙推進協議会によります小中学生の啓発を含めました地域ぐるみでの啓発体制、こういったものの整備を図ろうというものでございます。

達田委員

この18歳選挙権ということにつきましては、課題として、議会からいただいたレポートの中で、政治的中立性というのをどう図っていくかということが書かれております。これまで日本では、政治的テーマ等を取り扱うこと自体が政治的中立性ということからタブー視されてきたということで、学校教育の中でも十分これは取り上げられてこなかった面だと思うんですね。ドイツでは、政治的中立性とは対立する立場をフェアに紹介することと理解されている、それぞれの立場について正確な情報を伝えることが重要とされている、イギリスやアメリカでも同様というふうに書かれているんですけども、どうしても政党等の情報になりますと、やっぱり主観を入れて子供に伝えるというようなこともあるというふうに聞いております。ですから、そういうことがないように、本当に中立な立場で、

それぞれのいろんな立場を情報として子供たちに示すことができる、そういう工夫を是非教育の中できちんと確立していただきたいし、また、マニュアルというものが十分ないんじゃないかと思うんですけれども、そういうものもきちんと示した上で、選挙権がなかった18歳の子供たちに選挙権ができるということで、本当に正しく教育ができるように、是非お願いをしておきたいと思います。もう時間がなくて急がれると思いますので、全ての学校で行えるようお願いして終わります。

西沢委員

先ほどの政府関係機関の誘致ということで、8月31日に国の方に提案したと。この8月31日というのは、一応国の方の、内閣官房の事務局の募集の締切りだったんですか。

平井地方創生推進課長

スケジュールについての御質問でございます。委員お話のとおり、今年の3月に国の方から照会がございまして、8月末までという前提での照会がございました。

西沢委員

ということは、もういろんな各府県の情報は入ってきて、例えば、今、徳島県は六つですね。内閣から出された募集の中にはどのぐらいの機関があって、この六つが、例えば他の県との重複、当然ながら、いろんな府県がいろんなところを提案してきていると思うので、重複しているところがいっぱいあると思うんですけれども、そこらあたりはどうなっているんですか。

平井地方創生推進課長

対象となる国の機関の状況でございますけれども、まず、霞が関にある中央省庁がございまして、それプラスで国の行政機関70、それと独立行政法人183ということで、全体で253というのが対象でございます。それに対しまして、提案資格を有する道府県が、いわゆる東京圏、東京都、神奈川県、埼玉、千葉県、この4都県を除きます43の道府県が資格を有するわけでございますけれども、うち鹿児島県を除きます42道府県が延べ209機関について誘致提案を行ったところでございます。平均いたしますと1道府県当たり5機関になるところでございます。この209機関、これは純計いたしますと69機関ということになるわけでございます。

西沢委員

この徳島県の1から6まで、1は幾つ、2は幾つということで、重複しての応募はどうなっていますか。

平井地方創生推進課長

このうち、消費者庁、それと国民生活センターにつきましては徳島県のみでの提案でございまして、他の機関については重複がございまして。例えば、森林技術研修所については、徳島県初め全国で11件の要望があったということで把握しております。そのほかは、今、手元にないということです。

西沢委員

ということは、もう応募を締め切っていますよね。だから、消費者庁と国民生活センターは、ほぼ、もし本当にするならば決まりという形でいいんですか。

平井地方創生推進課長

消費者庁、国民生活センターについては、確かに一つということですが、これから国からのヒアリング等々がございまして。国においては、多分、国の立場からの整理ということになってこようかと思っております。例えば、地方移転することによって、現在のサービス機能が低下しないのかどうかとか、むしろ地方に移転することによるデメリットという点について厳しく質問を投げかけてこられる可能性は大いにあると考えておるところでございまして、それらについて一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

西沢委員

わかりました。例えば、六つあるから、県南の方がいないとか、そんなことじゃないわけですね。その中で国の方がかなりの精査をして、いいかどうかを最終的に決めると。ここは出してもいいよというものは出したけれども、その中でまた精査される可能性はあるということですね。一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時42分）